

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
---	---	-----

規 則		
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(保健福祉部総務課)	75
告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(原子力安全対策課)	75
○特定調達契約に係る入札の公告	(畜産振興課)	76
○道営土地改良事業計画の決定	(農業施設管理課)	77
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	77
○海岸保全区域の指定の一部改正	(農村整備課)	77
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	78
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路課)	79
○道路の供用の開始	(道路課)	79

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示	79
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）	80

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示	82
○特定調達契約に係る入札の公告	82
○特定調達契約に係る資格に関する公示	83
○特定調達契約に係る入札の公告	84
○特定調達契約に係る資格に関する公示	85
○特定調達契約に係る入札の公告	86
○特定調達契約に係る資格に関する公示	87
○特定調達契約に係る入札の公告（3件）	87

規	則
---	---

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年2月15日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第4号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則
災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。
第21条第2項中「238万7,000円」を「240万1,000円」に改める。
第33条の4第3項中「13万4,200円」を「13万3,900円」に改める。
別表第1の1の事項中「17,300円」を「17,200円」に、「22,300円」を「22,200円」に、「32,800円」を「32,700円」に、「39,300円」を「39,200円」に、「49,800円」を「49,700円」に、「28,600円」を「28,500円」に、「37,000円」を「36,900円」に、「51,600円」を「51,400円」に、「60,400円」を「60,200円」に、「75,900円」を「75,700円」に改め、同表の2の事項中「17,500円」を「17,400円」に、「16,900円」を「16,800円」に、「20,000円」を「19,900円」に、「25,400円」を「25,300円」に改める。
別表第2の1の事項中「22,200円」を「22,000円」に、「17,100円」を「16,800円」に、「16,900円」を「16,800円」に、「13,500円」を「14,000円」に、「14,300円」を「14,000円」に、「13,500円」を「13,400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第21条第2項及び別表第2の1の事項（大工に係る部分に限る。）の規定は、平成24年4月6日から適用する。

告	示
---	---

北海道告示第92号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成25年2月15日
北海道知事 高 橋 はるみ
1 落札に係る物品等の名称及び数量
警報付ポケット線量計ほか1品目
2 落札を決定した日
平成25年1月31日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ムラカミ
(2) 住 所 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号
4 落札金額
61,665,200円
5 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成24年12月21日付け北海道告示第700号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第93号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（検査1回分当たりの単価）及び調達予定数量
牛ヨーネ病スクリーニング用エライザキット（ヨーネスクリーニング・プルキエ又はヨーネライザ・スクリーニングK S） 牛176,000頭分（牛ヨーネ病検査に必要とされる検査キット数）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）による動物用医薬品一般販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申 請 の 時 期 平成25年2月15日（金）から同年3月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部食の安全推進局畜産振興課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部食の安全推進局畜産振興課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階共用B会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課）
- (2) 入 札 日 時 平成25年3月28日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（水）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：nosei.rakuchiku1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道農政部食の安全推進局畜産振興課

(2) 所 在 地

郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011－204－5438

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :
Bovine yohne's disease detective ELISA kit for screening "yohnescreening-pourquier" or its equivalent (Unit price contract) The amount of 176,000 cattle

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 28, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than March 27, 2013)

C Contact : Livestock Farming Promotion Division, Bureau of Food Safety Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5438

北海道告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成25年2月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
幸内弁景	農業用排水施設、暗渠排水、除礫	北海道胆振総合振興局
愛 知	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土	北海道檜山振興局
若 葉 東	区画整理	北海道石狩振興局
標 茶 北	同	北海道釧路総合振興局
セタニウシ	同	同
根室東第1	同	北海道根室振興局
中新第2	同	同
豊 原 南	農業用道路	同
なかしべつ	区画整理、暗渠排水	同

北海道告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（鶴川地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（区画整理、客土、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成25年2月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第96号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道農政部農村振興局農村整備課、北海道宗谷総合振興局産業振興部農村振興課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成25年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

6 北見沿岸海岸保全区域の表北見沿岸の(2)猿払海岸の猿払村の項海岸保全区域の欄中2の事項を次のように改める。

2 猿払地区海岸の次の基点①から基点㉔までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点㉑を結ぶ線、補点㉑から補点㉒までの各点を順次に結ぶ線及び基点㉔と補点㉒を結ぶ線によって囲まれた区域

基点①

3級基準点NO.56座標値（X = +130,530.956 Y = +7,404.173）から方向角134度32分13秒の方向37.71メートルの地点

基点②

基点①から方向角320度32分04秒の方向382.43メートルの地点

基点③

基点②から方向角227度56分21秒の方向68.96メートルの地点

基点④

基点③から方向角326度16分05秒の方向513.44メートルの地点

基点⑤

基点④から方向角320度03分02秒の方向588.74メートルの地点

基点⑥

基点⑤から方向角318度14分35秒の方向307.04メートルの地点

基点⑦

基点⑥から方向角231度28分30秒の方向15.93メートルの地点

基点⑧

基点⑦から方向角321度52分34秒の方向245.23メートルの地点

基点⑨

基点⑧から方向角320度49分55秒の方向605.19メートルの地点

基点⑩

基点⑨から方向角322度08分16秒の方向545.67メートルの地点

基点⑪

基点⑩から方向角316度37分54秒の方向56.12メートルの地点

基点⑫

基点⑪から方向角320度53分39秒の方向488.93メートルの地点

基点⑬

基点⑫から方向角320度09分45秒の方向617.74メートルの地点

基点⑭

基点⑬から方向角316度30分32秒の方向235.32メートルの地点

基点⑮

基点⑭から方向角318度59分10秒の方向230.00メートルの地点

- 基点⑯ 基点⑮から方向角321度02分53秒の方向327.93メートルの地点
- 基点⑰ 基点⑯から方向角319度59分36秒の方向574.34メートルの地点
- 基点⑱ 基点⑰から方向角319度30分53秒の方向522.68メートルの地点
- 基点⑲ 基点⑱から方向角320度15分49秒の方向615.36メートルの地点
- 基点⑳ 基点⑲から方向角318度56分36秒の方向393.72メートルの地点
- 基点㉑ 基点㉑から方向角319度29分38秒の方向553.95メートルの地点
- 基点㉒ 基点㉒から方向角318度21分19秒の方向689.79メートルの地点
- 基点㉓ 基点㉒から方向角320度05分41秒の方向125.80メートルの地点
- 基点㉔ 基点㉓から方向角325度09分39秒の方向125.82メートルの地点
- 基点㉕ 基点㉔から方向角325度13分03秒の方向739.45メートルの地点
- 基点㉖ 基点㉕から方向角326度20分26秒の方向737.98メートルの地点
- 基点㉗ 基点㉖から方向角326度22分30秒の方向466.44メートルの地点
- 基点㉘ 基点㉗から方向角324度41分17秒の方向149.24メートルの地点
- 基点㉙ 基点㉘から方向角324度36分22秒の方向896.45メートルの地点
- 基点㉚ 基点㉙から方向角324度17分26秒の方向918.74メートルの地点
- 基点㉛ 基点㉚から方向角325度53分15秒の方向588.93メートルの地点
- 基点㉜ 基点㉛から方向角325度55分23秒の方向237.08メートルの地点
- 補点㉞ 基点①から方向角48度17分41秒の方向143.50メートルの地点
- 補点㉞1 基点⑤から方向角28度30分48秒の方向156.18メートルの地点
- 補点㉞2 基点⑤から方向角41度05分46秒の方向376.18メートルの地点
- 補点㉞3 基点⑨から方向角41度57分19秒の方向397.47メートルの地点
- 補点㉞4 基点⑨から方向角29度51分31秒の方向158.35メートルの地点
- 補点㉞5 基点⑫から方向角356度51分58秒の方向197.71メートルの地点
- 補点㉞6 基点⑫から方向角25度44分19秒の方向434.72メートルの地点
- 補点㉞7 基点⑬から方向角21度09分54秒の方向397.39メートルの地点
- 補点㉞8 基点⑬から方向角353度10分20秒の方向208.37メートルの地点
- 補点㉟ 基点㉔から方向角45度00分03秒の方向129.99メートルの地点
- 補点㉟ 基点㉖から方向角51度48分40秒の方向102.50メートルの地点
- 補点㊱ 基点㉛から方向角45度00分15秒の方向80.00メートルの地点
- 補点㊱ 基点㉜から方向角56度00分14秒の方向86.00メートルの地点

北海道告示第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年 2月15日

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 根室市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 根室市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
根室市（次の図に示す部分に限る。）
（イ）その他の森林については、主伐は択伐による。
（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 根室市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
根室市（次の図に示す部分に限る。）
（イ）その他の森林については、主伐は択伐による。
（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路線名	北見端野美幌線			
3	道路の区域				
	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	網走郡美幌町字美里10番1地先から 同郡美幌町字瑞治18番1地先まで	前	6.30mから 26.80mまで	1,265.37m	—
		前	11.65mから 68.17mまで	1,200.00m	—
		前	6.30mから 35.50mまで	1,277.88m	—
		後	6.30mから 26.80mまで	1,265.37m	—
		後	11.65mから 68.17mまで	1,200.00m	—

北海道告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 清水大樹線	上川郡清水町字羽帯4番2地先から 同郡清水町字羽帯南4線123番1地先まで	平成25. 2.21 午前10時

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年2月15日

北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成25年2月15日に一般競争入札の公告を行う石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託契約
- (2) 資 格 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務

2 資 格 要 件

- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (2) 法に基づく収集運搬業者で、その許可に係る営業年数が2年以上あること。
- (3) 過去5年間に於いて、法第14条の3の規定による事業の停止命令又は法第14条の3の2の規定による許可の取消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる条件を満たしている単体企業又は汚泥運搬共同体（以下「共同体」という。）であること。
- ア 単体企業に係る資格の要件
共同体の構成員として、本入札に参加しない者であること。
- イ 共同体に係る資格の要件
- (ア) 共同体の構成員は、汚泥の収集又は運搬を分担して行うものであること。
- (イ) 共同体の構成員の数は2者又は3者であること。
- (ウ) 共同体の構成員は、単体企業又は他の共同体の構成員として本入札に参加しない者であること。
- (5) 過去2年間に、地方公共団体との汚泥の収集・運搬に係る業務で、おおむね同規模の業務の受注実績があること。ただし、共同体については、構成員が3者の場合は2者以上が、構成員が2者の場合は2者が当該要件を満たすこと。

(6) 予定数量1,895トン以上の収集・運搬が可能なこと。

(7) 仕様書のとおり本業務を履行可能なこと。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。また、同告示の2の(1)に該当する場合は、2に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成25年2月15日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道空知総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年2月15日

北海道空知総合振興局長 武田 裕二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1トン当たりの単価）及び調達予定数量
石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務 1,895トン
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 石狩湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格

平成25年北海道空知総合振興局告示第6号に規定する石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部第3会議室（送付による場合は、郵便番号064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課）

(2) 入札日時 平成25年3月27日（水）午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

9 その他

平成16年度北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課

(2) 所在地 郵便番号064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
電話番号011-561-0416

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :
Collection and Transport of Sludge from Ishikari Gulf purification Center,
approximately 1,895 ton

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 27, 2013
C Contact : Management Division, Office of Land Acquisition and Management,
Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural
Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome 2-1, Chuo-ku, Sapporo
064-0811 Japan
Phone : 011-561-0416

北海道上川総合振興局告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年2月15日

北海道上川総合振興局長 越 前 雅 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）（南部地区）	25,000リットル
イ レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）（中部地区）	99,000リットル
ウ レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）（士別・名寄地区）	33,000リットル
エ レギュラーガソリン（J I S K2202 2号）（美深地区）	16,000リットル

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格（車両燃料）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

(6) 1の(4)の納入場所の事項を満たす直営または代行の給油所において給油が可能である

こと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成25年2月15日から同年3月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係）

(2) 入 札 日 時 平成25年3月28日 午前11時（送付による場合は、同月27日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166-46-5907 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Regular mobile gas (JIS K2202#2) Approximately 25,000 liters b Regular mobile gas (JIS K2202#2) Approximately 99,000 liters c Regular mobile gas (JIS K2202#2) Approximately 33,000 liters d Regular mobile gas (JIS K2202#2) Approximately 16,000 liters B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 28, 2013 (If mailed bids must arrive no later than March 27, 2013) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5907	養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約 (2) 資 格 北海道真駒内養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道真駒内養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用スクールバス借上運行業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。 (2) 北海道真駒内養護学校通学用スクールバス仕様書に掲げる自己所有の車両・従業員等を自己の責任において用意することができること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成25年2月15日（金）から同年3月8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道真駒内養護学校 イ 提出先の所在地 札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第13号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成25年2月15日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成25年2月15日に一般競争入札の公告を行う北海道真駒内	北海道教育庁石狩教育局告示第14号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年2月15日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称（各1回当たりの単価）及び数量
北海道真駒内養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約 新札幌コース410回、平岡コース410回、豊平コース410回、中央区コース410回、早送りコース114回、中央区早送りコース114回
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年4月4日から平成26年3月24日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成25年北海道教育庁石狩教育局告示第13号に規定する北海道真駒内養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道真駒内養護学校
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号 北海道真駒内養護学校会議室（送付による場合は、郵便番号 005-0011 札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号 北海道真駒内養護学校）
- (2) 入札日時 平成25年3月27日（水）午前10時（送付による場合は、同月26日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道真駒内養護学校のホームページ（<http://www.makomanaiyogo.hokkaido-c.ed.jp>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札価格（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第

- 1 項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道真駒内養護学校
- (2) 所在地 郵便番号 005-0011 札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号
電話番号 011-581-1782
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured :
Charterd school bus with a driver shinnsapporo 410 services, hiraoka 410 services, toyohira 410 services, tyuuouku 410 services, hayaokuri 114 services, tyuuouk-hayaokuri 114 services
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 27, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 26, 2013)
- C Contact : Hokkaido Makomanaiyogo School for the Disabled, Makomanai Higashimach 2-chome 2-1, Minami-Ku, Sapporo 005-0011 Japan
Phone : 011-581-1782

北海道教育庁石狩教育局告示第15号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年2月15日

北海道教育庁石狩教育局長 成田直彦

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契約 平成25年2月15日に一般競争入札の公告を行う北海道札幌養

護学校通学用スクールバス借上運行単価契約

(2) 資 格 北海道札幌養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道札幌養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用スクールバス借上運行業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

(1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。

(2) 北海道札幌養護学校通学用スクールバス仕様書に掲げる自己所有の車両・従業員等を自己の責任において用意することができること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成25年2月15日（金）から同月28日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道札幌養護学校

イ 提出先の所在地 札幌市厚別区厚別町山本751番地206

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道教育庁石狩教育局告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年2月15日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする特定役務の名称（各1回当たりの単価）及び数量
北海道札幌養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約

ア 南回り青バス 417回

イ ノビロ回り赤バス 417回

ウ 東回り黄色バス 417回

エ 厚別回り白バス 417回

オ 伏古回り茶バス 417回

カ 平岡回り銀バス 417回

キ 白石回り緑バス 417回

ク 中送りリズム号 148回

ケ 中送りスマイル号 30回

アからケまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成25年4月8日から平成26年3月24日まで

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成25年北海道教育庁石狩教育局告示第15号に規定する北海道札幌養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌養護学校

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市厚別区厚別町山本751番地206 北海道札幌養護学校1階会議室（送付による場合は、郵便番号 004-0069 札幌市厚別区厚別町山本751番地206 北海道札幌養護学校）

(2) 入 札 日 時

ア 平成25年3月27日（水）午前9時40分

イ 平成25年3月27日（水）午前10時

ウ 平成25年3月27日（水）午前10時15分

エ 平成25年3月27日（水）午前10時30分

オ 平成25年3月27日（水）午前10時45分

カ 平成25年3月27日（水）午前11時

キ 平成25年3月27日（水）午前11時15分

ク 平成25年3月27日（水）午前11時30分

ケ 平成25年3月27日（水）午前11時45分

（送付による場合は、同月26日（火）午後2時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道札幌養護学校のホームページ（<http://www.sapporoyougo.hokkaido-c.ed.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道札幌養護学校

(2) 所 在 地 郵便番号 004-0069 札幌市厚別区厚別町山本751番地206
電話番号 011-896-1311

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

Charterd school bus with a driver and care staff

a Minamimawari ao bus 417 services

b Nobiomawari aka bus 417 services

c Higashimawari kiirō bus 417 services

d Atsubetsumawari siro bus 417 services

e Fushikomawari tya bus 417 services

f Hiraokamawari gin bus 417 services

g Shiroishimawari midori bus 417 services

h Nakaokuri rhythm gou 148 services

i Nakaokuri smile gou 30 services

B Bid tendering date and time :

a 9 : 40 A.M., March 27, 2013

b 10 : 00 A.M., March 27, 2013

c 10 : 15 A.M., March 27, 2013

d 10 : 30 A.M., March 27, 2013

e 10 : 45 A.M., March 27, 2013

f 11 : 00 A.M., March 27, 2013

g 11 : 15 A.M., March 27, 2013

h 11 : 30 A.M., March 27, 2013

i 11 : 45 A.M., March 27, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 2 : 00 P.M., March 26, 2013)

C Contact : Hokkaido Sapporoyogo School for the Disabled, atsubetsucho, 751-206, Yamamoto, Atsubetsu-ku, Sapporo 004-0069 Japan

Phone : 011-896-1311

北海道教育庁石狩教育局告示第17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年2月15日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成25年2月15日に一般競争入札の公告を行う北海道星置養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約

(2) 資 格 北海道星置養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道星置養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用スクールバス借上運行業務

2 資 格 要 件

- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。
- (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 北海道星置養護学校通学用スクールバス仕様書に掲げる自己所有の車両・従業員等を自己の責任において用意することができること。
- 3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成25年2月15日（金）から同月26日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道星置養護学校
イ 提出先の所在地 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道教育庁石狩教育局告示第18号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年2月15日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称（各1回当たりの単価）及び数量
北海道星置養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約
北回り1号コース520回、北回り2号コース481回、東回りコース481回、東・北2号火曜便コース39回、南回りコース520回、石狩紅葉山校舎線コース547回
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年4月5日から平成26年3月24日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成25年北海道教育庁石狩教育局告示第17号に規定する北海道星置養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道星置養護学校
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号 北海道星置養護学校音楽室（送付による場合は、郵便番号 006-0853 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号 北海道星置養護学校）
- (2) 入札日時 平成25年3月27日（水）午後2時（送付による場合は、同月26日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道星置養護学校のホームページ（<http://www.hoshiokiyougo.hokkaido-c.ed.jp>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の可否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
- 全ての入札価格（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道星置養護学校
- (2) 所 在 地 郵便番号 006-0853 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号
電話番号 011-682-5110

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

Charterd school bus with a driver Kitamawari 1gou course 520 services, Kitamawari 2gou course 481 services, Higashimawari course 481 services, Higashi-Kita 2gou Kayoubin course 39 services, Minamimawari course 520 services and Ishikari Momijiyama koushasen course 547 services

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 27, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 26, 2013)

C Contact : Hokkaido Hoshiokiyogo School for the Disabled, 2-1, Hoshioki 3-jo 8-chome, Teine-Ku, Sapporo 060-0853 Japan Phone : 011-682-5110

北海道教育庁石狩教育局告示第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年2月15日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成25年2月15日に一般競争入札の公告を行う北海道拓北養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約
- (2) 資 格 北海道拓北養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道拓北養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用スクールバス借上運行業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 北海道拓北養護学校通学用スクールバス仕様書に掲げる自己所有の車両・従業員等を自己の責任において用意することができること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成25年3月1日（金）から同月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道拓北養護学校

イ 提出先の所在地 札幌市北区南あいの里3丁目1番10号

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道教育庁石狩教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年2月15日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称（各1日当たりの単価）及び数量
北海道拓北養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約
- ア 東回り路線 205日（登校・下校各1回で1日）
- イ 中央回り路線 205日（登校・下校各1回で1日）
- ウ 西回り路線 205日（登校・下校各1回で1日）

- エ 早送り東回り路線 43日（下校のみ1回で1日）
 オ 早送り西回り路線 43日（下校のみ1回で1日）
 カ 早送的下校便 71日（下校のみ1回で1日）
 アからカまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月24日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 平成25年北海道教育庁石狩教育局告示第19号に規定する北海道拓北養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
 北海道拓北養護学校
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市北区南あいの里3丁目1番10号 北海道拓北養護学校会議室（送付による場合は、郵便番号 002-8091 札幌市北区南あいの里3丁目1番10号 北海道拓北養護学校）
- (2) 入札日時
- ア 平成25年3月27日（水）午前9時30分
 イ 平成25年3月27日（水）午前10時
 ウ 平成25年3月27日（水）午前10時30分
 エ 平成25年3月27日（水）午前11時
 オ 平成25年3月27日（水）午前11時30分
 カ 平成25年3月27日（水）正午
 （送付による場合は、同月26日（火）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

- また、北海道拓北養護学校のホームページ（<http://www.takuhokuyougo.hokkaido-c.ed.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。
- 9 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道拓北養護学校
- (2) 所在地 郵便番号 002-8091 札幌市北区南あいの里3丁目1番10号
 電話番号 011-775-2453
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured :
 Charterd school bus with a driver
- a Higashimawari Route 205 days (2 services per day)
 b Chuuumawari Route 205 days (2 services per day)
 c Nishimawari Route 205 days (2 services per day)
 d Hayaokurihigashimawari Route 43 days (one services per day)
 e Hayaokurinishimawari Route 43 days (one services per day)
 f Hayaokurigegekoubin 71 days (one services per day)
- B Bid tendering date and time :
- a 9:30 A.M., March 27, 2013
 b 10:00 A.M., March 27, 2013
 c 10:30 A.M., March 27, 2013
 d 11:00 A.M., March 27, 2013
 e 11:30 A.M., March 27, 2013
 f noon, March 27, 2013
 (If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., March 26, 2013)
- C Contact : Hokkaido Takuhokuyogo school for the Disabled, Minami Ainosato
 3-chome 1-10, Kita-Ku, Sapporo 002-8091 Japan
 Phone : 011-775-2453

北海道教育庁留萌教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年2月15日

北海道教育庁留萌教育局長 熊 谷 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
A重油 112,000リットル
- (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号
- (3) 契約期間 平成25年4月4日から平成26年3月31日まで
- (4) 納入場所 北海道小平高等養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 平成25年2月15日（金）から同年3月19日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地
北海道留萌合同庁舎4階 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道留萌合同庁舎1階102会議室（送付による場合は、郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成25年3月28日（木）午後2時（送付による場合は、同月27日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び調達予定数量 A重油 245,000リットル
- (2) 予定時期 平成25年9月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁留萌教育局のホームページにおいてダウンロードすることができる（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/>）。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地
電話番号 0164-42-8764

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Fuel oil A (JIS class1, No.2) 112,000 liters
B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 28, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 27, 2013)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau
of Education, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-0027 Japan
Phone : 0164-42-8764

北海道教育庁宗谷教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年2月15日

北海道教育庁宗谷教育局長 間 宮 晶 洋

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|---------------------------|-------------|
| ア A重油その1（JIS規格1種1号・稚内地区） | 39,000リットル |
| イ A重油その2（JIS規格1種2号・稚内地区） | 149,000リットル |
| ウ A重油その3（JIS規格1種2号・浜頓別地区） | 39,000リットル |
| エ A重油その4（JIS規格1種2号・枝幸地区） | 38,000リットル |
| オ A重油その5（JIS規格1種2号・豊富地区） | 25,000リットル |
| カ A重油その6（JIS規格1種2号・利尻地区） | 28,000リットル |
- アからカまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 JIS規格1種1号及び1種2号
(3) 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成25年2月15日（金）から同年3月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8639 稚内市末広4丁目2番27号
北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎2階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 097-8639 稚内市末広4丁目2番27号 北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

- | | | |
|-----------|---------------|----------|
| ア 1の(1)のア | 平成25年3月28日（木） | 午前10時 |
| イ 1の(1)のイ | 平成25年3月28日（木） | 午前10時15分 |
| ウ 1の(1)のウ | 平成25年3月28日（木） | 午後1時 |
| エ 1の(1)のエ | 平成25年3月28日（木） | 午後2時 |
| オ 1の(1)のオ | 平成25年3月28日（木） | 午後3時 |
| カ 1の(1)のカ | 平成25年3月28日（木） | 午後4時15分 |
- （送付による場合は、同月27日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁宗谷教育局のホームページ (<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syk/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 097-8639 稚内市末広4丁目2番27号
電話番号 0162-33-5362

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No1) Approximately 39,000liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No2) Approximately 149,000liters
- c Fuel oil A (JIS class 1, No2) Approximately 39,000liters
- d Fuel oil A (JIS class 1, No2) Approximately 38,000liters
- e Fuel oil A (JIS class 1, No2) Approximately 25,000liters
- f Fuel oil A (JIS class 1, No2) Approximately 28,000liters

B Bid tendering date and time :

- a 10 : 00 A.M., March 28, 2013
- b 10 : 15 A.M., March 28, 2013
- c 1 : 00 P.M., March 28, 2013
- d 2 : 00 P.M., March 28, 2013
- e 3 : 00 P.M., March 28, 2013
- f 4 : 15 P.M., March 28, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 27, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Soya District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8639 Japan

Phone : 0162-33-5362